

(公印省略)
伊監第12号
令和6年4月22日
(2024年)

様

伊丹市監査委員 堀口 明伸

伊丹市監査委員 齊藤 真治

監査結果報告に対する措置通知報告について

地方自治法第199条第9項の規定に基づく定期監査結果報告に対し、同条第14項の規定により講じた措置の通知がありましたので、次のとおり報告します。

記

1 監査の種別

定期監査

(地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項による監査)

2 監査の対象部局

市民自治部	市民サービス室	消費生活センター
都市交通部	みどり公園室	公園課、みどり自然課
教育委員会事務局 こども未来部	こども室	こども若者企画課、こども文化科学館、子育て支援課
ボートレース事業局	—	総務課、事業課

3 措置を講じた部局

教育委員会事務局 こども未来部	こども室	次世代育成課(旧子育て支援課所管分)、こども文化科学館
-----------------	------	-----------------------------

4 監査の期間

令和6年(2024年)1月12日～令和6年(2024年)3月22日

5 監査結果提出日

令和6年(2024年)4月10日

6 措置の内容

別紙令和 6 年（2024 年）4 月 17 日付け伊教委ここ次第 91 号の通知文書のとおりです。

(公 印 省 略)
伊 教 委 こ こ 次 第 91 号
令 和 6 年 4 月 17 日
(2024 年)

伊丹市監査委員 堀口 明伸 様

伊丹市監査委員 齊藤 真治 様

伊丹市教育長 太田 洋子

監査結果報告に対する措置について

地方自治法第 199 条第 9 項の規定による監査結果に対して講じた措置を、第 14 項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 監査の対象部局

こども未来部 こども室 こども若者企画課、こども文化科学館、子育て支援課

2 措置を講じた部局

こども未来部 こども室 次世代育成課（旧子育て支援課所管分）、こども文化科学館

3 監査の種別

定期監査

（地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項による監査）

4 監査の期間

令和 6 年（2024 年）1 月 12 日～令和 6 年（2024 年）3 月 22 日

5 措置の内容

別紙のとおり

監査結果に対する措置について

こども未来部 こども室 次世代育成課

(旧 子育て支援課所管分)

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
1 支出事務について (1) 会計年度任用職員の報酬支給事務について 令和4年度及び令和5年4月から12月までの会計年度任用職員の報酬支給事務について確認したところ、週休日の振替について、週当たり勤務時間が37時間30分を超えた場合の超過勤務手当【25/100】が支給されていないものが令和4年度で27件、令和5年度で24件ありました。 必要な期間を遡及して支給額の確認と精算処理を行うとともに、ミスの発生しない仕組み及び確認体制を再構築し、今後は適正な事務処理を行ってください。 2 財産管理について (1) 児童クラブでのおやつ提供について（現金の取扱い） 児童クラブでは、放課後の時間帯における補食としておやつを提供しています。これは、保護者会が主体となって実施するもので、同会がおやつ代やその徴収方法を決定し、同会からの依頼を受けて各児童クラブの支援員がおやつ代を現金徴収し、おやつを購入して児童に提供しているとのこと。そして、おやつ代の出納状況を毎月の「クラブだより」で保護者に報告しています。しかし、児童クラブ支援員が現金の取扱いを始めとしておやつ提供に係る一連の事務を行う根拠が整備されていません。保護者会と市の間で委任または委託の取決めや責任範囲の確認、現金の取扱い等、必要な事項を明示して根拠を整備し、適正な事務を行って	会計年度任用職員の報酬支給事務について、週当たり勤務時間が37時間30分を超えた場合の超過勤務手当【25/100】が支給されていないものに関しては、遡及して支給しました。 今後は、適正な事務処理を行います。 児童クラブでのおやつ提供に関しては、現金の取扱い等について児童支援員及び保護者会から意見等を聴取し、児童支援員が現金の取り扱いを始めとするおやつ提供にかかる一連の事務を行う根拠の整備を行います。

監査結果に対する措置について

こども未来部 こども室 次世代育成課

(旧 子育て支援課所管分)

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
ください。 なお、児童クラブにおけるおやつの必要性やおやつ提供には、アレルギー対応が求められ、リスクも生じることを考え合わせると、市の提供する支援に包含することも検討されるよう付言します。	

監査結果に対する措置について

こども未来部 こども室 こども文化科学館

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
Ⅰ 収入事務について (Ⅰ) 観覧料について 伊丹市立こども文化科学館条例第6条及び伊丹市立こども文化科学館条例施行規則第7条第1項第1号で、兵庫県内の学校に在籍又は兵庫県内に居住する小中学生の観覧料について、全額減免できる旨を規定しています。しかし、実際の運用では、兵庫県教育委員会が発行するココロンカードを窓口で提示することを要件とし、学生証等では減免を適用していません。ココロンカードの提示者のみを減免対象として運用することは不適切です。 また、伊丹市立こども文化科学館条例別表で、3歳未満の幼児の観覧料は無料と規定しているにもかかわらず、プラネタリウムの座席を使用する場合には有料とする運用で、これも不適切です。 条例、規則にのっとった適切な事務を行ってください。	ココロンカード以外の証明書（学生証等）の提示で減免するよう3月上旬より運用しています。 また、3歳未満の幼児については、座席使用有無に関わらず、無料とするよう3月上旬より運用しています。 上記2件、ホームページや看板等の表記も変更しております。 条例、規則にのっとった適切な事務で運用するよう努めてまいります。